

# みらい ベトナム・ASEAN通信



一般財団法人 ASEAN・東アジアビジネス支援機構 (ABS 機構) 監修

みらいコンサルティング株式会社 編集

2011/10/18 第11号 毎月1回配信

## 【視点】： ～ ASEAN 諸国の近況 ～

最近1ヶ月半の間に、ジャカルタ、バンコック、ハノイ・ホーチミンに出張し、そこで受けた印象は、ASEAN 先進国のタイ・インドネシアの経済は今なお力強く、より高度に発展しており、年6%前後成長している。一方後進国であるベトナムは、その差を縮めることが出来ない。最近の日系四輪車の例を見ても、**トヨタはインドネシア、三菱・ダイハツはマレーシア、いすゞはタイ**等で増産計画し、それに伴い関連部品メーカーは設備拡張・増産している。インドネシアの例では四輪車生産は現在75万台/年(タイ165万台、ベトナム10万台)が2013年に100万台/年になると予想され、現地日系部品メーカーの増産計画に加えて、裾野産業の典型である金型メーカー数社(富山市等)が新たに進出を決めた。この傾向はマレーシアやフィリピンでも見られる。ベトナムが差を縮められない理由は、**必要な部品・部材・原料等を輸入**しなければならないこと、また**恒常的な貿易赤字**(120億ドル/年以上)や**ドン・ドル為替レート**の下落(10年で30%下落)、ASEANで**突出したインフレ**(年約19%。インドネシア5.7%、タイ4%、ASEAN平均6.1%)、**電力不足**など、**不安定な経済事情**にある。他のASEAN諸国に比べ、人件費(製品総コストの10~20%占める)が安くても、Total Costでは割高になる場合がある。どう対応するかには、次の機会で述べたい。

【一般財団法人 ASEAN・東アジアビジネス支援機構 専務理事 星野達哉】

## I. 最新 Topics (ベトナム)：～ アジア中小企業 TOP 200 ランク入りベトナム企業 ～

米国経済誌フォーブス(アジア版)は2011年度の“Asia's 200 Best under a billion”(アジア優良中小企業200社)を発表しました。アジアの中小企業約15,000社(上場期間が1年以上かつ売上高500万~10億米ドルの企業)から3年間の利益増加率、売上増加率、資本純利益率等の一定基準の下、優良企業を200社選定しました。2011年度は**ベトナムからは下記の10社**が選ばれました(2010年度はVinamilk社の1社のみ。なおVinamilkは売上増加により2011年度は対象外となっています)。

(単位：百万米ドル)

No.	社名	業種	売上	利益
1	DHG Pharmaceutical	製薬	104	20
2	Dong Phu Rubber	ゴムの製造・販売	53	20
3	PetroVietnam Low Pressure Gas Distribution	ガスの運送	109	11
4	Vietnam Container Shipping	コンテナの運送	28	9
5	Long An Food Processing Export	農水産物・食品の加工	47	4
6	Nari Hamico Minerals	鉱物の採掘	30	3
7	Petroleum Equipment Assembly & Metal Structure	石油装置の提供	25	4
8	Ninh Hoa Sugar	製糖	22	5
9	Dinh Vu Port Investment & Development	港の運営	17	7
10	Doan Xa Port	港の運営	10	4

## 【現地ベトナム駐在員がみる“今”】

### ～将来は CIVETS (シーベッツ) の時代?～

9月下旬、米国のウォールストリートジャーナルは中国に代わって経済発展する可能性を秘めた **CIVETS (シーベッツ)** に関する特集を行いました。

**CIVETS**とは、**コロンビア、インドネシア、ベトナム、エジプト、トルコ、南アフリカ**の頭文字をとったものであり、HSBCがBRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)に次ぐ経済発展が期待されている新興国として提唱した造語です。同紙はこれらの国は人口構成が若く、天然資源が豊かで内需を中心に成長性が高いことに注目しています。中国に次いで、**インドネシア、ベトナム**がアジアの成長を担う時代も来るのでしょうか?



## Ⅱ. 人事・労務（ベトナム） ～ベトナム国内で就労する外国人の雇用及び管理の強化～

ベトナムで就労する外国人の管理に関する政令第 46/2011/ND-CP が 8 月 1 日より発効となりました。ベトナム人労働者の権利保護および外国人労働者の管理強化が目的となっています。



### ・ベトナム人採用の優先

：人材紹介会社を通さずに外国人を採用する場合、外国人採用前に同ポジションをベトナム人に対して募集する必要があります。

### ・労働傷病社会省と公安省、司法省、外務省との情報共有による管理強化

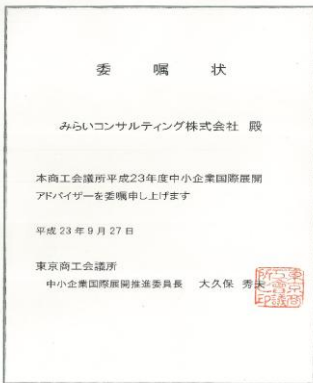
：企業は外国人の採用と雇用の必要性について、毎年直轄の労働傷病社会局に登録しなければなりません。また合法的な労働許可書を有しない外国人情報の共有によりビザの発給中止や強制出国、強制退却等を強化することになります。

### ・労働許可書の取得免除対象者の範囲拡大

：一方で、従来の政令（Decree 34/2008/ND-CP）で定めていた労働許可書の取得が免除される 7 つの場合（ベトナムで働く期間が 3 ヶ月未満の場合、有限会社の出資者である場合等）の他、新たに、駐在員事務所・プロジェクトオフィスの代表者、外国の非政府組織により任命された代表者等が追加されました。

この新政令について、実務上の詳細な取り扱い等ははまだ公表されていません。内容の詳細や現地での対応状況等、ご質問があれば当社までご相談ください。

## Ⅲ. ご連絡 ～当社は、東京商工会議所の国際アドバイザーになりました！～



海外進出を行う際には、現地の投資ライセンスの発給機関や税務局・社会保険庁・工業団地や金融機関等との様々なやり取りを避けることが出来ません。言葉や慣習の相違等により思うよう進まなかったり、トラブルが発生したりするケースも多々あります。

そのような企業の悩みを解決するため、東京商工会議所では 10 月より「中小企業国際展開アドバイザー制度」を開始しました。当社は東京商工会議所から当制度のアドバイザーとしての任を受け、皆様のご支援をしています。

海外進出のポイントは、必要書類の作成に留まらず、進出後の資金調達や人材採用・マネジメント、会計・税務対応、業務フローの確立、現地パートナーの確保までを含めた適切なフィジビリティ・スタディ（feasibility study ・実行可能性調査）の策定にあります。当社では今までの経験・知識を活かし、皆様の海外進出のお手伝いをさせていただきたいと思っております。

※本ニュースレターの内容に関するご質問やより詳細な情報をお聞きになりたい方は、みらいコンサルティング(株)国際ビジネス部までご連絡ください。

【免責事項】本ベトナム通信に記載の内容はお客様への情報提供のため、弊社が独自に収集した情報に基づき、当社独自の見解を付加したものです。本通信の情報をご利用(他者への配布や勉強会、企業活動等)いただく場合は、弊社までご連絡ください。なお、お客様独自のご判断により本通信の情報をご利用される場合は、当社ではその結果に責任を負いかねますのでご了承ください。本内容に関し具体的な意思決定をされる場合には、専門家とご相談の上、自らのご意思と判断に基づいて行って頂きますようお願いいたします。

### 書籍の紹介

これ1冊でまるごとわかる！  
ベトナム進出・投資実務 Q&A

Q&A 形式で、解り易く、ベトナムの政治や経済の状況、進出・投資の手続き、会計・税務・人事労務、知的財産権等について解説しています。また最近の国際化の動向等、ベトナムの最新情報も盛り込まれています。ベトナム・ビジネスにおけるハンドブックとして、辞書代わりに御活用下さい！



みらいコンサルティング株式会社（旧：中央青山 PwC コンサルティング株式会社）

税理士法人みらいコンサルティング・社会保険労務士法人みらいコンサルティング

Reanda MC国際公認会計士共同事務所・一般財団法人 ASEAN・東アジアビジネス支援機構 (ABS機構)

霞が関司法書士事務所

※各種プロフェッショナル約150名在籍(外国人コンサルタント10名)【2011年10月1日現在】

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL 03-3519-3970(代) <http://www.miraic.jp>

【お問合せ先】国際ビジネス部 グエン・キャン・タン(ベトナム専門コンサルタント) E-mail: [mckokusai@miraic.jp](mailto:mckokusai@miraic.jp)